

経済産業省

第9回原子力委員会
資料第2-1号

平成14-12-26原第4号
平成15年3月31日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（諮問）

日本原子力発電株式会社取締役社長 鷲見 禎彦 から平成14年12月26日付け総室発第166号（平成15年3月12日付け総室発第226号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 濃縮廃液の減容固化体をドラム缶内に固化するため、東海発電所との共用設備としてセメント混練固化装置を設置する。また、この設置に伴い、減容固化体貯蔵室の容量を変更する。
 - (2) 不燃性の雑固体廃棄物を溶融・焼却するため、東海発電所との共用設備として雑固体減容処理設備を設置する。また、不燃性の雑固体廃棄物の処理方法として、固型化処理を追加する。
 - (3) 使用済樹脂及び廃スラッジの処理方法として、既設の雑固体廃棄物焼却設備での焼却処理を追加する。
- これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 濃縮廃液の減容固化体をドラム缶内に固化するため、東海発電所との共用設備としてセメント混練固化装置を設置する。また、この設置に伴い、減容固化体貯蔵室の容量を変更する。
 - (2) 不燃性の雑固体廃棄物を溶融・焼却するため、東海発電所との共用設備として雑固体減容処理設備を設置する。また、不燃性の雑固体廃棄物の処理方法として、固型化処理を追加する。
 - (3) 使用済樹脂及び廃スラッジの処理方法として、既設の雑固体廃棄物焼却設備での焼却処理を追加する。
- これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本工事に必要とされる資金は、自己資金及び借入金により調達される計画であり、申請者にはその経理的基礎があるものと認められる。